

質 問 回 答 書

委託名：宜野湾市西海岸地域開発検討調査業務委託

質問書提出日	実施要領等の頁	質問事項（質問内容）	回答事項（回答内容）
5月26日	実施要領 2-3 ⑧	参加資格について、弊社は、九州支社沖縄事務所となります。参加資格に有しますでしょうか。	参加資格を有します。
5月28日	実施要領 2-3 ⑩	(5)類似する計画等に「都市再生特別措置法第81条に基づく、立地適正化計画の作成に関する業務」は含まれますか。	本業務における『類似する計画等』には、都市再生特別措置法第81条に基づく『立地適正化計画』の作成業務も含まれます。
〃	実施要領 2-3 ⑩	「過去5年間」が示す範囲は、業務完了時が令和3年度～令和7年度であるという認識でよろしいですか。例えば、履行期間が令和2年度から令和3年度までの2か年業務も、過去5年間の実績に含めてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。業務完了日がこの期間内にある実績は、過去5年間の実績として有効です。
〃	実施要領 7-1	「登記簿謄本」については、写しでよろしいでしょうか。	写しで問題ございません。
〃	実施要領 7-1	「国税・県税及び市税の滞納がない又は納税義務がないことの証明書」については、写しでよろしいでしょうか。	写しで問題ございません。
5月29日	実施要領 2-3 ⑩	過去5年間（令和3年度～令和7年度）とは、令和3年4月1日以降に受注した業務で、令和8年3月までに完了した業務ということですか。例えば、令和元年5月に受注して令和4年3月完了した業務は含まないという認識でしょうか。あるいは、受注時期にかかわらず、令和3年度から令和7年度の間完了した業務であればよいという認識になりますか。	業務の受注日に関わらず、業務完了日がこの期間内にある実績は、過去5年間の実績として有効です。
〃	実施要領 7-1	登記簿謄本、納税証明書は写しで差し支えないでしょうか。	写しで問題ございません。
〃	実施要領 7-1	定款は原本証明は必要でしょうか。	不要です。